
資料編

あ 行

RCP8.5 シナリオ (P27、30)

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第5次評価報告書の作成にあたって新たに開発された気候変動予測シナリオのうち、最も気温上昇が高くなるシナリオのこと。

アスベスト (P64)

天然の鉱物繊維で、石綿 (せいめん、いしわた) ともいう。耐熱性、耐摩耗性に優れ、酸やアルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があり、スレート材や断熱材などの建築資材、自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなどの工業用品として広く使われてきた。飛散したアスベストを人体に吸い込むと肺がんや悪性中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、大気汚染防止法や労働安全衛生法などの法令により飛散防止措置が図られています。

アメニティ (P4、14)

生活空間、自然環境、歴史風土、まち全体の建築物の景観などの快適さのこと。

一級河川 (P49、50)

国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系として政令で指定したものに係る河川で、国土交通大臣が指定したもの。市内の一級河川は、一級水系である北上川水系に係る河川である。

雨水浸透ます (P54)

地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくする設備。浸透ますの底部を開口または多孔にし、砕石などを敷き雨水を浸透させます。

エコショップ認定店 (P36)

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店で、岩手県、市町村及び県が指定するNPOが協働で実施している「エコショップ認定制度」により認定された店舗のこと。

エコドライブ (P29、58、61)

やさしい発進や緩やかなブレーキを心がけたり、不要なアイドリングをやめるなどして燃料の節約に努め、自動車から排出される二酸化炭素 (CO₂) を減らす、環境に配慮した運転のこと。

エコマーク (P29、36)

生産から廃棄にわたるライフスタイル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つ商品 (製品やサービス) として、財団法人日本環境協会が認めた商品につけられる環境ラベル。

オゾン層（P19、28）

オゾンは3つの酸素原子からなる同素体。オゾン層は、地表から約10～50km上空の成層圏に存在し、太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収して地球上の生物を守る役割を果たしている。

温室効果ガス（P25、26、27、28、30、31）

太陽光により暖められた地表から放射される熱を吸収・再放射する性質を有するガス。京都議定書では、地球温暖化に寄与する温室効果ガスである「二酸化炭素（CO₂）」「メタン（CH₄）」「一酸化二窒素（N₂O）」「ハイドロフルオロカーボン類（HFC）」「パーフルオロカーボン類（PFC）」「六フッ化硫黄（SF₆）」の6物質を削減対象としている。

か 行

外来種（P43、44）

人為的に外国から持ち込まれた生物種。外来種により在来種の生息が脅かされ、従来の生態系がかく乱されるなどのおそれがある。

合併処理浄化槽（P53、54）

生活雑排水（炊事、洗濯、風呂等に使用した水）とし尿を戸別にまとめて処理する浄化槽のこと。

環境アドバイザー（P47、48）

地域における環境保全活動の活性化を図るとともに、環境保全意識の高揚に資するために県が設置するもの。環境保全についての有識者や環境保全活動の実践者などがアドバイザーとして委嘱され、環境問題に関する研修会等の講師を務めている。

環境基準（P23、49、50、51、55、56、59、60、62、63）

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法の規定により定められるもので、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る基準が定められている。

環境マネジメントシステム（P29）

組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組み。環境マネジメントシステムの規格には、国際規格のISO14001や環境省が策定したエコアクション21などのほか、地方自治体、NPO法人や中間法人等が策定したものもある。

気候変動に関する政府間パネル（P27、30）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

グリーンツーリズム（P48）

都市に住む人々が農村に滞在し、その地域の自然や文化のほか、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

景観行政団体（P66）

景観法に規定する景観計画の策定など、景観に関する諸施策を実行する組織で、同法では都道府県、政令市、中核市を景観行政団体としているが、その他の市町村についても都道府県知事と協議のうえ、同意を得ることにより景観行政団体になることができる。

光化学オキシダント（P56）

工場や自動車などから排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽からの紫外線により化学反応を起こして生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称。光化学スモッグの原因にもなる。高濃度になると「目がチカチカする」「のどが痛い」といった健康影響のほか、植物の成長などにも影響を及ぼす。

荒廃農地（P44、68）

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。

コンポスト処理（P35、36）

生ごみを脱水し尿処理汚泥等と混合したうえで、たい肥化プラントで発酵処理し、肥料に再生する処理。

さ 行

里地里山（P42、44、45）

都市地域と奥山地域との中間に位置し、農林業等の様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される。

次世代自動車（P28、29）

日本政府が運輸部門からの二酸化炭素排出量を削減するために定めた「ハイブリッド自動車」「電気自動車」「プラグインハイブリッド自動車」「燃料電池自動車」「クリーンディーゼル自動車」等のこと。

シックハウス（スクール）（P64）

建材や家具の塗料、接着剤等に含まれるホルムアルデヒドなどの揮発性化学物質が原因で発症するのどの痛みや、頭痛、吐き気などの健康障害をシックハウス症候群という。このうち、学校施設内で発生するものをシックスクール症候群という。

循環型社会（P33、37）

廃棄物の発生抑制及び発生した廃棄物の循環的利用の促進と適正処分により、天然資源の浪費を抑制して、環境への負荷ができるだけ低減される社会をいう。

硝酸性窒素（P51）

家畜排泄物や生活雑排水、肥料等の窒素成分が土壤中で微生物に分解されて生成するもので、地下水汚染の原因となる。人が硝酸性窒素を多量に摂取すると、健康障害としてメトヘモグロビン血症（酸素欠乏状態）を引き起こす場合がある。

水源かん養（P41、42、54）

森林の土壌が持つ機能で、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して、洪水や渇水を防ぐとともに、雨水を浄化する機能のこと。

生物（の）多様性（P1、14、20、42、43、44）

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえます。

ゼロエミッション（P36）

産業活動により発生する廃棄物を他の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出を可能な限り最小化しようとする環境運動のこと。

た 行

ダイオキシン類（P55、62、63、64）

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン（135 種類）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（75 種類）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（12 種類）の総称。物質の燃焼過程で非意図的に生成される。最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ダイオキシンについては、人に対する発がん性があるとされる。

都市計画区域（P8）

都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として都道府県知事が指定する区域。

トリクロロエチレン（P62）

有機塩素系溶剤の一つ。不燃性で溶解力（特に脱脂力）が大きく、金属に対する腐食性が小さいことなどから、金属脱脂洗浄の分野で使用されている。発がん性のおそれのある物質である。

な 行

75%値（P50、53）

1年間で得られたすべての日平均値を値の低い順に並べ、低い方から数えて75%目に該当する日平均値を75%値といいます。BODは、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が75%以上である場合に、環境基準に適合していると評価します。

二酸化窒素（NO₂）（P56）

大気汚染物質の一つで、大気中の窒素酸化物の主要成分。燃焼により発生した一酸化窒素が酸化されることで生成するもので、呼吸器系への影響があります。

農業集落排水処理施設（P53）

農業用水の水質保全と農村生活環境の向上を図るため、農業振興地域内に整備される污水处理施設。

農業振興地域（P8、9）

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的、社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが必要であると認められる地域を、都道府県知事が農業振興地域として指定します。

ノーマイカーデー（P61）

大気汚染や地球温暖化の防止、交通渋滞の緩和などを目的に、特定の日や曜日を決めて自動車利用を自粛する取り組み。ノーカーデーともいう。

農振白地（P8）

農用地の指定がされておらず、農用地と比較して農地以外への規制が緩やかな農地のこと。

農用地（P8）

今後10年以上に渡り農業利用を確保するため、農地以外の利用を厳しく制限された土地のこと。

は 行

BOD（P49、50、51、52、53）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称。水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量で、水質汚濁を測る代表的な指標である。この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

PRT R制度（P63、64）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく、環境汚染物質排出・移動登録（Pollutant Release and Transfer Register）制度。人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量を事業者自らが把握してその結果を行政に報告し、その報告内容を行政が広く公表する制度のこと。

PDCAサイクル（P76）

Plan（計画）・Do（実行）・Check（点検・評価）・Action（見直し）の頭文字をとったもので、事業活動において生産管理や品質管理などを円滑に進めるためのマネジメント手法の一つ。PDCAサイクルを繰り返すことで業務を継続的に改善する。

4 R（P19、29、33、35、36）

廃棄物処理の優先順位を示した言葉。ごみの発生量を抑制する「Reduce(リデュース)」、使用済みの製品や部品をそのまま使用する「Reuse(リユース)」、原材料として再生利用する「Recycle(リサイクル)」、ごみになるものをもらわない「Refuse(リフーズ)を4 Rという。

フロン類（P28、29）

フッ素と炭素の化合物で、正式名称はフルオロカーボン。CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類がある。化学的に安定し、毒性がないことなどから、冷蔵庫の冷媒やエアゾールの噴射剤等様々な用途に活用されてきた。

保安林（P42）

水源のかん養や災害の防止、生活環境の保全などを目的として「森林法」に基づいて指定されるもの。保安林に指定されると立木の伐採や土地の形質変更などが制限されます。

ま 行

木質バイオマス（P28）

バイオマスとは、再生可能な生物由来の有機物のことで、木材からなるバイオマスを木質バイオマスという。

や 行

要請限度（P33）

市町村長は、自動車から発生する騒音（振動）が一定の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音（振動）規制法の規定に基づき、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るよう要請することができる。この一定の限度を要請限度という。なお、振動については、道路管理者に対しても、道路交通振動を防止するための舗装や修繕等の措置を執るよう要請することができる。

ら 行

リスクコミュニケーション（P64）

人の健康や生態系への影響といった環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、事業者、行政等のすべての者が共有し、意見交換を通じて意思の疎通と相互理解を図ることをいう。緑視率が25%を超えると緑が多いと感じるようになる。

類型指定（P49、53）

水質汚濁に係る環境基準のうち生活環境の保全に関する基準は、河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じて類型が設けられています。それぞれの類型をあてはめる水域は、国又は都道府県知事が指定し、このことを類型指定といいます。

資料2

環境指標一覧

環境目標	項目	現 状		目標値 (令和7年度)
		現状値	年度	
気候変動を緩和する	住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金申請件数（新築・既築）	57 件	R 1	100 件
	市の事務・事業により排出される温室効果ガス排出量	5,555 t	R 1	5,221 t
気候変動に適應する	自主防災組織における防災訓練等の実施率	60.2%	R 1	70% (総合計画目標値)
	危険区域、避難場所、避難ルートを知っている市民の割合	46.0%	H30	60% (総合計画目標値)
4R を推進する	一人1日当たりのごみ排出量	665g／人・日	R 1	651g／人・日
	リサイクル率	38.0%	R 1	38.5%
	最終埋立量	1,363t／年	R 1	1,238t／年
	家庭系食品ロス量	40g／人・日	R 1	35 人・日
適正処理を推進する	地域清掃参加者数 (公衆衛生組合連合会主催)	26,091 人	R 1	26,000 人
	不適正排出量	6.1t	R 1	3 t
次世代へ繋ぐ自然を守る	鳥獣保護区	2,416ha	R 1	2,416ha
	外来生物苦情解決率	100%	R 1	100%
	野生生物の種類 () 内は希少種数			
	植物	1,497 種(99 種)		
	哺乳類／鳥類／爬虫類	32(1 0)／148(3 9)／11(2)		
	両生類／魚類・円口類	14(5)／35(3)		
	昆虫類／甲殻類／クモ類	1,000(3 4)／5(0)／125(0)		
	陸生貝類／淡水産貝類	10(1)／15(6)		
人と自然との触れ合いを推進する	自然探索会参加者数(和賀川の清流を守る会)	23 人	R 1	20 人
	水生生物調査実施団体数	3団体	R 1	4団体
きれいな水環境を守る	類型指定河川の BOD 値環境基準達成率	100%	H30	100%
	市内中小河川の BOD 値における A 類型基準達成率	100%	R 1	100%
	地下水の環境基準達成率	94.1%	R 1	97.0%
	汚水処理水洗化率	84.3%	R 1	86.6% (総合計画目標値)
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(排水)	100%	R 1	100%
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(土壌・地下水)	100%	R 1	100%

環境 目標	項 目	現 状		目標値 (令和7年度)
		現状値	年度	
さわやかな 空気を守る	にさんかちつそ 二酸化窒素濃度の環境基準達成率 (岩手県一般環境大気測定局:芳町局)	100%	R 1	100%
	有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	R 1	100%
	大気中のダイオキシン類濃度	0.0043pg-TEQ/m ³	H30	0.0043pg-TEQ/m ³
	環境保全協定締結事業所の 協定基準順守率(ばい煙等・悪臭)	92.3%	R 1	100%
まちの 静けさを 守る	自動車騒音常時監視測定結果の環境基準達成率	96.5%	R 1	97.5%
	一般環境騒音の環境基準達成率	98.1%	R 1	100%
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(騒音)	100%	R 1	100%
化学物質に よる環境汚 染や健康被 害を防止 する	有害大気汚染物質の環境基準達成率(再掲)	100%	R 1	100%
	大気中のダイオキシン類濃度(再掲)	0.0043pg-TEQ/m ³	R 1	0.0043pg-TEQ/m ³
	ダイオキシン類排出基準適合率 (ダイオキシン類対策特別措置法特定施設)	100%	R 1	100%
	地下水の環境基準達成率(再掲)	94.1%	R 1	98%
快適な生活 環境を創る	市民一人当たりの都市公園面積	17.9 m ²	R 1	18.02 m ² (みどりの基本計画R12目標値)
	グリーンシンボルロードの設置数	0 か所	R 1	3 か所 (総合計画目標値)
	指定文化財件数	167 件	R 1	168 件 (総合計画目標値)
	きたかみ景観資産の認定数	114 件	R 1	120 件 (総合計画目標値)
環境教育・ 学習を推進 する	環境学習講座受講者数	624 名	R 1	700 名
	こどもエコクラブ登録数	2 団体	R 1	2 団体
	地域清掃参加者数(再掲) (公衆衛生組合連合会主催)	26,091 人	R 1	26,000 人
	花いっぱい運動取組団体数 (花いっぱい運動推進協議会主催)	219 団体	R 1	219 団体 (総合計画指標)
	河川パトロール参加者数 (和賀川の清流を守る会主催)	135 人	R 1	140 人

資料3 環境基準一覧

1 水質汚濁に係る環境基準

■人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46.12.28環境庁告示第59号・最近改正平成31.3.20環境省告示第46号)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	チラウム	0.006 mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	シマジン	0.003 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	ふっ素	0.8 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ほう素	1 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下		

備 考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(参考) 要監視項目及び指針値

(平成16.3.31環境管理局水環境部長通知 環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)

(最近改正平成21.11.30水・大気環境局長通知 環水大発第091130004号・環水大土発第091130005号)

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/l以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/l以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/l以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下	トルエン	0.6 mg/l以下
イソキサチオン	0.008 mg/l以下	キシレン	0.4 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/l以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下	モリブデン	0.07 mg/l以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/l以下	アンチモン	0.02 mg/l以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/l以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下	全マンガン	0.2 mg/l以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/l以下	ウラン	0.002 mg/l以下

備 考 指針値は年間平均値とする。

■生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46.12.28環境庁告示第59号・最近改正平成31.3.20環境省告示第46号)

1 河川（湖沼を除く。）

(1) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）以外の項目

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml以下	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ml以下	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—	工業用水3級・環境保全
備考						
1 基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)						
2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)						
3 MPN=最確数						

注) 1 自然環境保全=自然探勝等の環境保全

2 水道1級 =ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 =沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 =前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級 =ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 =サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 =コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級=沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級=薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級=特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全 =国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下
備考				
1 基準値は年間平均値とする。				

2 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

（1）全窒素、全リン以外の項目

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A A	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml以下	水道1級・水産1級・自然環境 保全及びA以下に掲げるもの
A	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下	水道2、3級・水産2級・水浴及 びB以下に掲げるもの
B	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上		水産3級・工業用水1級・農業用 水及びC以下に掲げるもの
C	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—	工業用水2級・環境保全
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

注）水産1級＝ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級＝サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級＝コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 自然環境保全、水道1、2、3級、工業用水1、2級、環境保全についてはP88（1）の注に同じ

（2）全窒素、全リン

項目 類型	基準値		利用目的の適応性
	全窒素	全リン	
I	0.1 mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの
Ⅱ	0.2 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産Ⅰ種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの
Ⅲ	0.4 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの
Ⅳ	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの
Ⅴ	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全
備 考 1 基準値は年間平均値とする。 2 農業用水については全リンの項目の基準値は適用しない			

注）1 水道3級＝前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 （「特殊なもの」とは臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 2 水産1種＝サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種＝ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種＝コイ、フナ等の水産生物用
 自然環境、水道1、2級、環境保全についてはP88（1）の注に同じ

（3）全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及び その塩（LAS）
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下
備 考 基準値は年間平均値とする。				

2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9.3.13環境庁告示第10号・最近改正平成31.3.20環境省告示第54号)

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 「検出されないこと」とは、当該項目の測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125の5.1、5.2、又は5.3.2により測定されたシス体の濃度は JIS K0125の5.1、5.2、又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と JISK0125の5.1、5.2又は、5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする

3 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3.8.23環境庁告示第46号・最近改正平成31.3.20環境省告示第48号)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。

備考1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては規定の方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境

上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

5 1,2-ジクロロエチレンの濃度はJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

4 大気の汚染に係る環境基準

■ 二酸化硫黄等

(昭和48. 5. 8環境庁告示第25号・最近改正平成21. 9. 9環境省告示第33号)

項 目	環 境 基 準	達 成 期 間
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下、 かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	維持又は 5 年以内において達成
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下、 かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	維持又は早期に達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下、 かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	維持又は早期に達成
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	①ゾーンを越える地域は 7 年以内に達成 ②その他の地域は維持又は大きく上回らないこと
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下	維持又は早期に達成
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下	維持又は早期に達成

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径 10 μm 以下の物質をいう。
- 3 二酸化窒素の達成期間について、本県は全てゾーン以下の地域に区分されている。
(昭和53. 7. 11環大企第252号、昭和53. 7. 17環大企第262号、昭和54. 8. 7環大企第310号)
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーアセチルナイトレイトその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 μm 以下の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 6 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前 6 ～ 9 時における 3 時間平均値 0.20 ～ 0.31ppm C
(昭和51. 8 中公審答申)。
- 7 カドミウムの濃度暫定基準は、0.88 μg/m³ (昭和 44 厚生省「カドミウム暫定対策要綱」)

■ 有害大気汚染物質

(平成 9. 2. 4 環境庁告示第 4 号・最近改正平成30. 11. 19環境省告示第100号)

物 質	環 境 基 準	達 成 期 間
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下	維持又は早期に達成
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下	

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 1 年平均値は、連続24時間のサンプリングを月 1 回以上実施して算出する
(平成 2. 1. 12環大企第37号、平成 2. 1. 12環大企第26号～27号)

5 騒音に係る環境基準

■ 騒音環境基準

(平成10. 9. 30環境庁告示第64号)

(平成24. 3. 30市告示乙第18号 最近改正 平成29. 9. 1市告示乙第63号)

地 域 類 型			環 境 基 準 値	
	当てはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日午前6時)
A A	特に静穏を要する地域		50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第1、2種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域 第1、2種住居地域 準住居地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等 の用に供される地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下
		車線を有する道路に面する 地域	65デシベル以下	60デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道、一般国道、県道、 4車線以上の市町村道、 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から 15m	70デシベル以下	65デシベル以下
		2車線を越える道路の端か ら20m		

備 考

- 1 特例地域における個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45db以下、夜間40db以下）によることができる。
- 2 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(参考)

1 自動車騒音の限度（要請基準）

(平成12. 3. 2総理府令第15号・最近改正平成12. 12. 15総理府令第150号)

(平成20. 4. 1市告示乙第42-10号 最近改正 平成29. 9. 1市告示乙第60号)

区 域 の 区 分			基 準 値	
	当てはめ地域	車 線	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日午前6時)
a 区域	専ら住居の用に供される地域 第1、2種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
		2車線以上	70デシベル以下	65デシベル以下
b 区域	主として住居の用に供される地域 第1、2種住居地域 準住居地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
		2車線以上	75デシベル以下	70デシベル以下
c 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に 供される地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	車線を有する道路	75デシベル以下	70デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道、一般国道、県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端 から15m	75デシベル以下	70デシベル以下
		2車線を越える道路の 端から20m		

2 道路交通振動の限度（要請基準）

（平成5.12.28総理府令第47号・最近改正平成23.11.30総理府令第32号）
（平成20.4.1市告示乙第42-11号 最近改正 平成29.9.1市告示乙第61号）

区 域 の 区 分		基 準 値	
	当てはめ地域	昼間 （午前7時～午後8時）	夜間 （午後8時～翌日午前7時）
第1種区域	第1、2種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域 第1、2種住居地域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	70デシベル	65デシベル

■ 新幹線鉄道騒音環境基準

（昭和50.7.29環境庁告示第46号）
（昭和52.9.30県告示第1221号）

地域の類型	環境基準値	地域の類型を当てはめる地域
I	70デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
II	75デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めのない地域であって住居等が存在する地域

備 考

- 「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に500mごとに軌道中心線から300mの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。
- 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。
- 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ150m以上奥の地域及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める河川区域は、当てはまる地域から除く。

（参考）

1 東北新幹線の環境基準の達成目標期間

東北新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間
a	80デシベル以上の区域	開業時に直ちに
b	75デシベルを越え、80デシベル未満の区域	開業時から3年以内
c	70デシベルを越え、75デシベル以下の区域	開業時から5年以内

2 新幹線鉄道振動対策指針

（昭和51.3.12環大特第32号 環境庁長官から運輸大臣あて）

指 針	(1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが70デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること	
	(2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること	

資料4

計画の策定経過と策定組織

■ 策定経過

年度	期日（期間）	経 過
令和元年度	12月18日	第1回北上市環境基本計画等検討委員会
	1月16日	第1回北上市環境審議会（協議「北上市環境基本計画の策定方針について」）
	3月11日	第1回きたかみエコネットワーク推進会議
令和2年度	7月17日 ～7月31日	環境に関する意識調査（一般市民、小学5年生、中学2年生、事業所）
	8月20日	第1回北上市環境基本計画等検討委員会幹事会
	10月5日	第2回北上市環境基本計画等検討委員会
	10月16日	第2回きたかみエコネットワーク推進会議
	11月4日	第2回北上市環境審議会（協議「北上市環境基本計画の骨子について」）
	12月24日	第2回北上市環境基本計画等検討委員会幹事会
	1月8日	第3回北上市環境基本計画等検討委員会
	1月20日	第3回北上市環境審議会（協議「北上市環境基本計画の素案について」）
	2月18日	北上市議会全員協議会
	2月19日 ～3月5日	パブリックコメント募集
	3月11日	第4回北上市環境審議会（諮問及び答申「北上市環境基本計画の策定について」）
	3月25日	第3回きたかみエコネットワーク推進会議
	3月29日	庁議（北上市環境基本計画の策定について）

■ 北上市環境審議会委員名簿

(令和3年3月末現在)

区 分	氏 名	適 用
会長	高 木 浩 一	岩手大学理工学部 システム創成工学科 教授
会長代理	由 井 正 敏	一般社団法人東北地域環境計画研究会
委員	中 野 文 男	県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター所長
	及 川 郷 一	県南広域振興局土木部 北上土木センター所長
	渡 邊 和 真	北上商工会議所 青年部会長
	藤 田 澄 子	北上商工会議所 女性会会長
	太 田 禎 二	三菱製紙株式会社北上事業本部 執行役員本部長
	佐 藤 直 也	株式会社マルサ 代表取締役社長
	佐々木 和 宏	北上工業クラブ 専務理事
	高 橋 成 昭	北上市認定農業者連絡協議会 会長
	三 浦 啓 一	北上市森林組合 代表理事組合長
	千 葉 治	岩手県立黒沢尻工業高等学校 校長
	齋 藤 佳 孝	北上市立二子小学校 校長
	伊 藤 歩	岩手大学理工学部 教授
	昆 野 征 輝	北上市公衆衛生組合連合会 副会長
	高 橋 悦 子	北上市地域婦人団体協議会
	及 川 正 子	北上地方生活研究グループ連絡協議会 会長
	川 邊 弥 生	きたかみ地球温暖化対策協議会 代表幹事
	齋 藤 康	北上市自治組織連絡協議会 監事
	高 橋 和 幸	特定非営利活動法人いわて NPO-NET サポート 代表理事

■ きたかみエコネットワーク推進会議委員名簿

(令和3年3月末現在)

区 分	氏 名	適 用
会長	島 田 直 明	岩手県立大学総合政策学部環境政策講座 准教授
副会長	高 橋 知 明	日本野鳥の会北上支部 支部長
委員	小 岩 弘 之	公募委員
	昆 野 ひろ子	公募委員
	豊 巻 智 子	公募委員
	五ノ井 稔	公募委員 (リックス株式会社 代表取締役社長)
	菅 原文 憲	公募委員 (株) ジャパンセミコンダクター本社・岩手事業所 施設管理部岩手環境保全担当)
	中 嶋 勝 司	公募委員 (サトーホールディングス(株) 課長)
	佐 藤 哲 朗	公募委員 (きたかみ地球温暖化対策協議会 代表幹事)
	高 橋 茂 人	北上商工会議所 事務局長
	照 井 祐 子	花巻農業協同組合北上・みなみ・さくら・二子支店 副支店長
	佐 藤 直 人	県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 技術主幹兼農政推進課長
	菊 池 恭 司	北上市立博物館協議会 会長職務代理者

■ 北上市環境保全専門委員

(令和3年3月末現在)

氏 名	適 用
金 子 与止男	岩手県立大学 元教授
及 川 紀久雄	新潟薬科大学 名誉教授
海 田 輝 之	岩手大学 名誉教授

■ 北上市環境基本計画等検討委員会

(令和3年3月末現在)

区 分	氏 名	職 名	区 分	氏 名	職 名
委員長	阿 部 英 志	生活環境部長	委員	石 川 明 広	商工部長
委員	及 川 勝 裕	企画部長		鈴木 真	都市整備部長
	高 橋 謙 輔	財務部長		菊 池 洋 幸	消防防災部長
	小 原 学	まちづくり部長		斎 藤 昌 彦	教育部長
	石 川 晴 基	保健福祉部長			
	小 原 賢 司	農林部長			

■ 北上市環境基本計画等検討委員会幹事会

(令和3年3月末現在)

区 分	氏 名	職 名	区 分	氏 名	職 名
幹事長	後 藤 裕 紀	環境政策課長	幹事	熊 谷 弘 昭	産業雇用支援課長
幹事	八重樫 義 正	政策企画課長		高 橋 剛	企業立地課長
	小笠原 達 也	総務課長		小田島 孝	道路環境課長
	金 田 明	財政課長		鈴木 善 一	都市計画課長
	高 橋 恵	地域づくり課長		渡 辺 和 行	下水道課長
	及 川 勝 彦	生涯学習文化課長		武 田 明 一	消防防災課長
	高 橋 博 信	健康増進課長		澤 藤 樹 史	教育部総務課長
	鈴木 満 幸	福祉課長		高 橋 秀 和	学校教育課長
	菊 池 保 美	農林企画課長		石 川 貴 洋	子育て支援課長
	佐 藤 祐 介	農業振興課長		小田嶋 知 世	文化財課長
	高 橋 雄一郎	商業観光課長		小 原 義 幸	農業委員会事務局長

平成 11 年 12 月 22 日条例第 24 号

(最近改正：平成 19 年 9 月 28 日条例第 20 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 7 条—第 25 条）

第 3 章 環境審議会（第 26 条—第 32 条）

附則

北上市は、南北に北上川が貫流し、東西に和賀川の清流が流れ、この二つの川の流れを中心として美しい田園風景が広がり、東に北上高地、西に奥羽山脈の山々が連なる水と緑豊かな自然に恵まれたまちである。市内各地に点在する多くの古代の遺跡が物語るように、先人たちは、豊かな自然の恵みを命の源とし、永い歴史のなかでこの地方の伝統や優れた文化を創造し、育み現代に継承してきた。

しかし、今日の社会経済活動は、快適さと物質的な豊かさを求めたことにより、大量生産、大量消費及び大量廃棄の生活様式の定着によって、地球環境への負荷を増大させ、人間と自然との共生の均衡を崩し、私たちの生存基盤である地球環境に大きな影響を与えている。

私たちは、自然の環境のなかで生かされているものであり、その環境が、人間のみならずすべての生命の母体であることを深く認識し、限りある自然との共生を図りながら、環境への負荷の少ない社会経済活動を進め、持続的に発展することができる地域社会の構築に努めなければならない。

ここに、すべてのものがそれぞれの役割を分担し、相互に協調し、連携を深め、水と緑豊かな環境を守り育てつつ健康で文化的な生活を将来の世代に継承することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(平 19 条例 20・章名追加)

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 環境の自然的構成要素（大気、水、土壌、生物等をいう。以下同じ。）及び環境の文化的構成要素（文化財、歴史的建造物等をいう。以下同じ。）に着目し、その保護及び整備を図る

ことによって、これを良好な状態に保持し、又は形成することをいう。

(2) 環境の保全上の支障 人の活動に伴って環境の自然的構成要素が劣化することによって人の健康若しくは生活環境に係る被害及び公害が生ずること並びに公共のために確保されることが不可欠な自然環境が保全されないことをいう。

(3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(6) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市内の様々な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、環境への負荷をできる限り減少することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することのできる社会が構築されることを目的とし、すべてのものがそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべてのものが認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全及び創造について、各種施策と調和を図りながら基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を推進しなければならない。

2 市は、施策を実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、公害防止及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(平19条例20・章名追加)

(施策の基本方針)

第7条 市長は、環境施策を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康の保護に努めるとともに、生活環境及び自然環境を適正に保全するよう、環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) すぐれた自然と永い伝統に育まれた歴史とが調和した環境その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全し、及び創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び節減、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北上市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう

に必要な措置を講ずるとともに、北上市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第10条 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境影響評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、市長は、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第11条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導措置)

第12条 市長は、環境への負荷を生じさせる活動又はその原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境保全協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定（以下「環境保全協定」という。）について協議し、その締結に努めなければならない。

2 事業者は、市長が環境保全協定の締結について協議を求めたときは、これに応じ、その締結に努めなければならない。

3 市長及び事業者は、地域コミュニティ団体から環境保全協定について要望があった場合は、市、地域コミュニティ団体及び事業者の3者で協議を行い、その要望に配慮しなければならない。

(平19条例20・追加)

(環境の保全に関する施設の整備等の推進)

第14条 市長は、環境の保全上の支障の防止を目的とする公共施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境への負荷の低減に有益な効果を有する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 13 条繰下)

(快適な環境の保全及び創造)

第 15 条 市長は、自然環境及び歴史的環境の保全及び創造に関し必要な措置を講ずるとともに、自然との触れ合いの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境の保全及び創造に関し必要な措置を講ずるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 14 条繰下)

(廃棄物の減量の推進等)

第 16 条 市長は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び節減、資源の循環的な利用等が推進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 15 条繰下)

(環境美化に関する意識の向上)

第 17 条 市長は、公共の場所等の美観を損なう行為を防止するため、市民の環境美化に関する意識の向上を図るよう努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 16 条繰下)

(環境教育及び学習の振興等)

第 18 条 市長は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 17 条繰下)

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 19 条 市長は、市民、事業者又はこれらのものの組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 18 条繰下)

(情報の収集及び提供)

第 20 条 市長は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を市民、事業者及び民間団体等に適切に提供するように努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 19 条繰下)

(民間団体等の参加)

第 21 条 市長は、環境施策の推進に当たっては、市民、事業者及び民間団体等の参加に関し必要な措置

を講ずるように努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 20 条繰下)

(調査の実施)

第 22 条 市長は、環境の状況の把握その他の環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(平 19 条例 20・旧第 21 条繰下)

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市長は、環境の状況を把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 22 条繰下)

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市長は、広域的な取組を必要とする環境施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 23 条繰下)

(地球環境保全に関する国際協力)

第 25 条 市長は、国、他の地方公共団体、民間団体その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 24 条繰下)

第 3 章 環境審議会

(平 19 条例 20・章名追加)

(環境審議会)

第 26 条 この条例によりその権限に属する事項及び市長の諮問に応じ環境の保全及び創造に関する基本事項を調査審議するため、北上市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平 19 条例 20・旧第 25 条繰下)

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 公共的団体の関係者
- (3) 商工業関係者
- (4) 農業関係者
- (5) 教育関係者

(6) 知識経験者

(7) その他市長が必要と認める者

(平 13 条例 19・一部改正、平 19 条例 20・旧第 26 条繰下・一部改正)

(任期)

第 28 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 19 条例 20・旧第 27 条繰下)

(会長)

第 29 条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(平 19 条例 20・旧第 28 条繰下)

(会議)

第 30 条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 19 条例 20・旧第 29 条繰下)

(庶務)

第 31 条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(平 12 条例 22・一部改正、平 19 条例 20・旧第 30 条繰下・一部改正)

(委任)

第 32 条 第 25 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 19 条例 20・旧第 31 条繰下)

附 則

1 この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

2 北上市環境審議会条例（平成 6 年北上市条例第 17 号）は、廃止する。

附 則（平成 12 年条例第 22 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 19 号）抄

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 20 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。